陽明派士人と嘉靖初年の政治

陽明學の政治倫理について-

じ

は

第二章 章 嘉靖初期における政治の問題點 「大禮の議」と陽明派士人の臺頭

第

第三章 陽明派の改革努力

第四章 お 王陽明の提唱した政治倫理 ŋ

は じ め

に

出している。氏は著書『宋明理學與政治文化』において、宋と明との政治狀況を比較しながら、宋の朱子學と明の陽明學 陽明學の政治に對する立場については、これまでにプリンストン大學名譽教授の余英時氏がもっとも系統的な說を打ち

がそれぞれ現實政治に對して取るスタンスを明らかにしようとしている。その中で、 一般民衆への感化に專念しようとした、と力説している。 陽明學、特に王陽明本人は、 權力の

陽明學についての研究は膨大な敷に上るが、しかし當時の政治との關連性という視點で系統的になされたものは、

余氏

世界からひたすら逃れ、

焦

堃

の論證にも瑕疵がないわけではない。なかでももっとも大きな問題は、 の研究以外にはほぼ見當たらない。よって余氏の著書は先驅的な作品として學術史上に重要な地位を有する。しかし、氏 陽明學の政治に對する態度を論證する際に、 ほと

んど王陽明個人の經歷と考え方だけを扱っている點にある。

察すると同時に、 ことに王陽明本人の理念とどのような關係にあったのかを分析することは、陽明學の政治に對する立場を明らかにする上 で不可欠と思われる。本論では、 する指導體制が築かれることすらあった。その代表的なものとして、嘉靖初年の「大禮の議」を經て成立した張璁政權 人を研究の對象として取り上げ、 および嘉靖末年の徐階政權が擧げられる。これらの政權に參加した人々を含む陽明派の政治姿勢、 明の嘉靖初年から、すでに相當な規模を有していた陽明派の士人が頻繁に政界入りを果たし、彼らを重要なメンバーと 氏の説を改めて檢討したい 彼らの行動とその背後にある理念を分析し、余氏にならって陽明學と政治の關わりを考 嘉靖初年の張璁政權に參加した陽明派士人、 および彼らと密接な關係にあった王陽明本 およびそれが陽明學、

第一章 「大禮の議」と陽明派士人の臺頭

孝宗や興獻王などの呼稱および儀禮上の處遇をめぐる論争が一氣に熾烈化したのが「大禮の議」と呼ばれるものなのであ 御したため、當時の內閣大學士で首輔であった楊廷和は、湖廣の安陸で興王の位に就いていた武宗の從弟世宗を次の天子 要求に對し世宗は大いに不滿を抱き、 に就いたという、 で世宗の伯父にあたる先々代の天子孝宗を儀禮上は父と呼び、世宗の實の父である興獻王を叔父と呼ぶよう求めた。この として迎え入れることを計畫し、それを實現させた。ところが楊廷和は世宗を擁立すると同時に、 明の世宗嘉靖帝が卽位すると同時に、 極めて異例な事態を背景として起こっている。先代の武宗は放蕩な生活がたたり跡繼ぎを残さぬまま崩 興獻王を自らの父として扱うよう求めて楊廷和ら廷臣たちと對立した。このように いわゆる「大禮の議」が勃發した。この事件は、世宗が藩王の身分から天子の位 世宗に對し、武宗の父

與明廷人事變局』の一三-一七頁において紹介している。本論では紙幅の關係もあり、事件の經過に關しては簡略な紹介(4) どの論考がある。王陽明およびその弟子たちとこの事件との關わりについての先行研究は、 その編纂の方向性に一面的なものがあることを否めない。より客觀的な立場で事件の經緯をまとめている史料としては、 『明史紀事本末』 「大禮の議」については、當事者達が『大禮集議』や『明倫大典』などの史料集を殘しているが、これらの史料集には、 卷五十などがある。現代の研究としては、後に紹介する李洵氏、羅輝映氏、田澍氏そして中山八郎氏な 胡吉勛氏が著書『〝大禮議

込み、殘った楊廷和側の官僚が左順門で己側の主張を集團で訴えたが、これも斷固として彈壓した。さらに世宗は北京に 世宗を支持した官僚たちは次第に中央での地位を高めていき、嘉靖六年に世宗は彼らに「大禮の議」についての公式な記 招集していた自らの支持者たちに會議を開かせ、ついに興獻王を父とし、孝宗を伯父とする方針を確立させた。その後、 らを賴りとして楊廷和達に對し次第に攻勢に轉じた。嘉靖三年に世宗は楊廷和と內閣にいる楊の朋黨を次々と致仕に追い とまずは楊廷和に屈せざるを得なかった。しかしその後に中央及び地方の官僚から世宗を支持する聲が上がり、世宗も彼 營に支持基盤がほとんど皆無であった上、宮中で地位のもっとも高かった孝宗の皇后張氏も楊廷和側に加わったため、 世宗は初めから楊廷和の要求に對し強い不滿を抱いていたが、幼少にして遠く外藩から上京したばかりであり、官僚陣 つまり『明倫大典』の編纂を命じ、翌年にこの書物が完成すると、これをもって「大禮の議」は終息を迎えた。 ひ

來首輔傳』は張璁の傳に殘りの七人の略傳を附している。この七人とは桂萼・席書・方獻夫・霍韜・黄綰・熊浹・黃宗明 にその功によって內閣首輔大臣に上りつめ、とりわけ世宗に重用された。『明史』によれば、世宗を支持したことによっ て高位に昇進したのは、彼を含めて八人にのぼる。『明史』はこの八人の名前を一々擧げていないが、(⑸ 「大禮の議」において、最初に世宗に對する支持を公に表明したのは、當時進士となったばかりの張璁である。彼は後 王世貞の

嘉靖三年に世宗の實父などの稱號、地位が定まると、張璁らは地位を次第に高めていくこととなるが、『嘉靖以來首輔

である。彼らは內閣大學士や六部の尙書に拔擢されるなど政權の中樞を占めるようになり、しかもその施政方針にもかな りの一致が見られるため、彼らによる政治指導體制を最高位にあった張璁の名を冠して「張璁政權」と名づけて差し支え

ないだろう。

贊同の旨を傳えた。また、中山八郎氏の論文「再び「明の嘉靖朝の大禮問題の發端」に就いて」は、張璁の上奏文などか 子であるうえ、王陽明の死後に兩家は姻戚關係を結んでおり、黃宗明は師にも大いに期待された高弟であった。この四人(ミヒ) 多くいた。一九四〇年代に歐陽琛氏が公表した論文「王守仁與大禮議」では、そのことが集中的に論じられている。 (マ) としながらも、 不思議ではない。「大禮の議」において、彼は王陽明に手紙を送り自らの主張を傳えて意見を請い、王陽明も後に返信で いた。方獻夫はその時期にはすでに陽明學を奉じるようになっていたため、霍韜が彼からなんらかの影響を受けていても(ミヒ) で員外郎を勤めていた際に、官階では下位にあった王陽明に進んで師事し、嶺南陽明學の祖となった。黄綰は王陽明の弟(印) とで學ばせた。王陽明の年譜によれば、席書本人も陽明學に傾倒して王陽明に師事したという。方獻夫は正德年閒に吏部(ワ) 氏が指摘したように、前述の八人のうち、席書・方獻夫・黃綰・黃宗明の四人は王陽明本人と強い繋がりを持ち、歴とし またその思想にどこまで陽明學の要素が含まれているかは確證がないため、本論ではこれについて詳論しないこととする。 のほか、霍韜も陽明派と極めて近い關係にあった。彼は方獻夫と同鄕であり、ほぼ同時期に鄕里の西樵山で學問を修めて た陽明學者である。席書は貴州提學副使の任にあった際に王陽明が左遷されてくると、管內の學生を一部選拔して彼のも その議論が「陽明學派の思考法に近いものを含んでいる」としている。しかし、この三人がどこまで陽明派と接近し、(宮) 彼を「陽明と可成り近い思考法」の持ち主としている。桂蕚については、「その學問思想全く陽明と相容れなかった」(ほ) 『萬曆野獲編』ですでに指摘されているように、この張璁政權の主なメンバーには、陽明學色を強く帶びている人物が 「彼が陽明に對して必ずしも一概に共に同調し難しと考えた閒柄でもないよう」だと述べ、熊浹に關して

ことになるが、しかし 三年四月に、 は嘉靖六年三月に、桂萼は嘉靖十年八月にそれぞれ死去しており、比較的早い段階で官界から姿を消す。方獻夫は嘉靖十(四) 傳』によると、 張璁は嘉靖十四年四月に致仕している。殘りの數人は張璁の致仕の後、數年から十數年は政界に殘っていた 桂蕚および方獻夫の三名であり、殘りは六部の尙書か都御史、或いはこれに次ぐ侍郎が最高位だった。席書 彼らが一段と地位を高めたのは、『明倫大典』が完成してからのことである。そのうち内閣入りを果たし(タロ) 『明史』 卷一百九十六、「方獻夫傳」に

獻夫は帝の恩威の測らざるを見、職に居ること二歲にして、三たび疏して引疾す。帝は優詔して之を許し、傳に乘ら 張璁は最も寵せらるるも、 道里の費を予う。 相を罷むる者屢なり。霍韜・黃宗明は事を言うに一たび當たらざれば、 輒ち之を吏に下す。

この政權にいる陽明派士人の地位が比較的高い時期としてよい。 から、 の致仕後に霍韜が夏言との争いに敗れると、朝政の主導權はいよいよ夏言に握られるようになった。故に嘉靖十四年の四(33) すら帝によって何度か任を解かれているのである。加えて張璁の在任中に後に首輔大臣になる夏言が臺頭しはじめ、 月に張璁が致仕した時、殘った敷人がすでに政局の舵取りをする力を持っていなかったことは明らかである。以上の考察 とあり、これによれば方獻夫の致仕前に、霍韜・黃宗明らはすでに世宗の信用を失い始め、 嘉靖七年に『明倫大典』が成立した前後から張璁の致仕までを張璁政權の時期とし、なかでも方獻夫の致仕までを、 もっとも高位にあった張璁で

二章 嘉靖初期における政治の問題點

禮を重んじる前近代中國において、 とは不思議ではない。そしてこの論爭では、楊廷和陣營は經書の記載や程朱の權威などを楯にし、一方張璁側の陽明學者とは不思議ではない。そしてこの論爭では、楊廷和陣營は經書の記載や程朱の權威などを楯にし、一方張璁側の陽明學者 世宗の卽位とともに勃發した「大禮の議」は、 藩王の卽位という極めて特殊な狀況の出現により、 表面上はもっぱら禮制上の問題によって引き起こされたように見える。 禮制上の問題が引き起こされたこ

觀念上の相違に起因するものではなく、その裏には、楊廷和を筆頭とする舊官僚集團の政治・經濟上の利益が深く絡んで たちは陽明學の「禮は人情による」という立場で論陣を張っていることから、議論自體は新たに興った陽明學による從來(55) の禮觀念に對する集中攻擊として捉えることもできよう。しかし本論で指摘しておきたいのは、この論爭は決して單なる

影響力と權勢を確保、乃至は擴大しようとする意圖があったことは明らかである。そして、彼女と政治的に結びついてい に世宗親子に自らの地位とその背後にある一族の利益を脅かされるのを警戒していた。この張皇太后に、(3) は楊廷和と協力して世宗の卽位を實現させたが、その後上京した世宗とその生母蔣氏に對して非常に傲慢であり、明らか(38) 者に指名する武宗の「遺詔」は、いずれも張皇太后の許可を得る形を取っていた。楊廷和が世宗の壓力に抗しきれず、(3) むを得ずその實の親に帝后の號を與えることに同意した際にも、張皇太后の懿旨を奉じる形の敕令を起草した。張皇太后 た楊廷和にとって、張氏の夫である孝宗を世宗の父にし、それにより張氏に世宗の母としての權威を獲得させることの持 も事あるごとに楊廷和と手を組んでいたことである。武宗の死後、その寵臣であった江彬を逮捕する命令と、世宗を後繼 つ意味は、考えるまでもないことだった。 この點について考察する際に、まず注意しなければならないのは、事件當時、孝宗の皇后張氏がなお健在であり、しか 自らの政治的な

廷和のほうが政治上の老練さを欠いていた張皇太后の心理にうまく付け込み、これを背後で操っていたような觀がある。 自分であると記している。都合の惡い敕令を張皇太后の意思によるものとする、という事柄と合わせて見れば、むしろ楊 武宗が崩御して閒もない頃、張皇太后が自らの命令を公式に「聖旨」と稱して權威を高めようとしたことを阻止したのは そして史實を分析すれば、「大禮の議」における楊廷和らの眞の動機も透けて見えて來るのである。 そして、楊廷和ら官僚側も、ただ張皇太后の意のままに論爭の引き金を引いただけではない。楊廷和はその回想錄で、

41

武宗が逝去してから、首輔大臣としての楊廷和は、混亂の最中で政治運營を仕切っていたことや、

世宗を擁立したとい

彈する上疏を提出し、楊廷和による親類緣者の無原則な登用を暴いた。このことは同時に、 (33) けたものであることを仄めかしている。 う功績などにより、 った次輔梁儲、 人事面で官僚集團を掌握するための手も次々と打っていった。世宗が卽位して閒もなく、以前から楊廷和と不仲だ 吏部尙書王瓊を始めとする中央、 一氣にその權威を高めた。それと同時に、彼は官僚陣營での異分子を排斥し、緣故者を要所に据える 地方の多くの高級官僚が彈劾を受けた。これを受けて王瓊が楊廷和を糾(32) 前述の彈劾が楊廷和の意を受

とすることにより、天子に對する自らの影響力をさらに強化しようとしたのは、まず朝廷の人事についての發言力を高め 結局この案件は、 しかし楊廷和の盡力によって天子の位に就いたばかりの世宗には楊の意向に表だって逆らうようなことは到底できず、 ほとんど楊廷和側の要求通りに裁決された。 楊廷和が張皇太后との結びつきを利用し、 孝宗を世宗の父

禁とし、從來の制度を維持することを求める上奏がなされており、 圖る動きも現れたが、孝宗は朝命によらないこのような改革措置に自ら反對の意見を表明しており、(%) 義の下に移し、その土地の稅と徭役負擔から逃れており、それによりより貧しい民衆たちの負擔を增加させていた。 そして士大夫官僚などは、その地位と免税特權を笠に着て、投獻などの手段により、多くの土地を一般民衆から自らの名 させることである。孝宗は官僚に大いに支持されたが、實は、彼は官僚らの不正行爲を相當な程度で見逃していた。(33) らに歡迎されたのだろう。世宗が卽位した翌年に、 でも論じるように、この傾向は特に孝宗の弘治年閒に一つのピークに達していた。故に賦役制度を改革し負擔の平均化を でも士紳による土地の兼併を默認したことは、とりわけ官僚集團に歡迎されたことだろう。周知の通り、 の改革を發令することは終始なかった。かかる態度は當然土地の兼併に都合が良く、舊官僚集團の利益を擁護する楊廷 るという目的からだろう。 孝宗尊崇の背景には恐らくほかにも重要な動機がある。それは李洵氏が指摘したように、 楊廷和の影響下にあった戸部から、 これも世宗が裁可した。孝宗が公式に世宗の父となる 賦役制度を改革する行為を原則嚴 世宗に孝宗の政策方針を繼承 しかも彼本人が類似 明の宗室や功臣 なか 和

と、「三年父の道を改むる無きは孝と謂うべし」という儒教の精神から、當然一種の強制力が世宗にかかり、その方向に

沿って決定を下さざるを得ないことになるのである

政治・經濟上の利益が關わっていたことを明らかにしたが、このような結論は、 れる。張璁側に立って楊廷和らと論戰した黃綰は、張璁が朝廷の實權を掌握した後に彼に送った書簡で、 以上、「大禮の議」における楊廷和側の動機について、それが純粹な禮制上の關心からのものではなく、 事件の當事者の發言によっても裏附けら 舊官僚集團 の

し、故に進取して利を謀るの方は讐えざる無し。 する所は、内閣に在らざれば、則ち中貴に在り。言官論列し、撫巡擧措すると雖も、亦た皆な之を視て以て軒輊を爲 わず、下に豪傑有るも救う能わず。……盖し人情は招權する所有るを樂しみ、 有るが若き者は、何ぞや。盖し徃時内閣は中貴と交通し、天下の利權、盡く此れに歸す。上に英辟有ると雖も覺る能 朝廷の綱紀已に振るい、天下已に安んずれば、君子の治を願うの心は遂げられたり。然して眾人の情、 附麗する所を得るを樂しむ。 獨り拂らう所 其の附

を作っていたことを批判しており、 此に至るを致すは、 此の禮は本より天下萬世の公に繫るも、 . 眞に慨くべきなり。 楊廷和政權も自ずとその批判の對象となっている。 今皆な私事の爲に各の憎愛抑和を其の閒に有ち、以て朝廷の事乖張なること 他にも、彼が席書に送った書簡で、

と述べている。ここで黄綰は張璁以前の內閣が「天下の利權」を手中に收め、朝廷で己に追從する者たちを拔擢して派閥

子への上疏で、 人々は禮制や儒學思想の面で楊廷和らと議論していながら、實は相手側の真の動機を見破っていたのである。 楊廷和側の人々が「私事」によって論爭を挑發していたことを非難している。席書も「大禮の議」の最中に行った天 楊廷和らが「私意」 から自らの主張を世宗に押し附けようとしたことを批判した。(40) このように、

第三章 陽明派の改革努力

改革を推進していった。張璁政權に參加した陽明派の人々は、改革を積極的に支持し、樣々な形で協力した。この改革運 動については、 ている。本章ではこれらの先行研究も踏まえつつ、その大要を述べることとする。 「大禮の議」において楊廷和らを破り、 羅輝映氏の論文「論明代〝大禮議〟」のほか、田澍氏の著書『嘉靖革新研究』でも詳細な議論が展開され({4) その後ついに政府の主導權を手に入れた張璁らは、從來の弊政を刷新するため

と徹底的に決別する姿勢を見せていた。彼は官僚人事における賄賂請託の陋習を一掃した。『明史』は彼の傳の中で、 派閥勢力の溫存と強化を圖り「大禮の議」を引き起こした楊廷和を破った張璁は、 身を持つこと特に廉なりて、痛く贓吏を惡み、一時苞苴の路絕たれたり。(铅) 政權を手に入れてから、 從來の政治

今公は貞潔にして輔佐し、死生利害、一も動かさるる所無く、と述べている。さらに黄綰は張璁に宛てた私信において

一旦にして滌濯され遺り無し。 風淸く弊絕たれ、 政善なりて民安じ、天下陰かに其の福を受くも誰の爲す所かを知ら 苞苴請托、一も行わるる所無し。 舊日交通污壞の習

ず、是れ公の功、此れより大なるは莫きなり。(4)

を廢止した。このほか、『明史』は の外戚は爵位を持ち、その世襲すら許されていたが、張璁は當時吏部尙書だった方獻夫と謀り外戚が爵位を世襲すること 官僚集團の風紀を取り締まった張璁は、さらに外戚・勳臣そして宦官をも槍玉に上げ、その弊害を斷とうとした。 と述べ、彼が官僚集團内部の「交通」つまり私黨の結成という弊風をほぼ根絕した功績を大いに讚えている。

と記しており、 他に勛戚の莊田を淸め、天下の鎭守內臣を罷むること、先後殆ど盡くるが如きは、 勳臣・外戚が所有する田地を整理したことと、鎭守宦官を撤廢したことを張璁の功績として擧げている。 皆な其の力なり。

實際には地方物産の激しい收奪を行なっていた。この制度の撤廢を張璁・霍韜が求めたほか、方獻夫もかつて廣西の思(キイン) 鎭守宦官は武宗時代の宦官の勢力擴大に伴い全國各地に置かれるようになり、表向きは地方防衞の役目を帶びているが、 田州で起こった叛亂の平定に王陽明を推薦した際に、その地の鎮守宦官を罷免することを願い、世宗に受け入れられ

ことなどは、様々な先行研究が齊しく指摘しているところである。明の中期になると、この問題はかなり深刻な事態を招様々な不正により土地を廣く占有した上、特權により賦役負擔から逃れ、負擔能力の低い一般民衆に賦役が集中していた 改革業績の中でも特に外戚の爵位世襲と鎮守宦官の廢止を讚え、改革派の張璁による政治運營を再開させようとした。 もに、全國の土地を精査することをも求めた。霍韜のほか、桂蕚も土地占有の實情把握を強く求めている(55) を指摘し、對策を採る必要性を訴えた。また、霍韜は世宗への上疏で、孝宗の弘治年閒に政府が把握していた田賦を負擔(፡፡シ) 述べたように、 た。嘉靖十一年に張璁が言官の彈劾を受け世宗によって致仕に追い込まれた際に、方獻夫は張璁の再起用を懇願し、その⑷ 度精査し、その實際の占有狀況を朝廷が正しく把握しようとする志向が見出される。霍韜は現狀の嚴しさを指摘するとと する土地は、 いており、 以上の諸政策のほか、張璁政權が打ち出した重大な改革措置には、土地の精査および賦役負擔の平均化もある。前章で 正徳年閒に黃綰は當時の閣臣李東陽に手紙を送り、民が重い賦役負擔に壓迫され破產に追い込まれている現狀 明初に登錄されていた數のわずか半分弱であることを指摘している。ここから張璁政權には全國の土 明の土地占有および賦役徴收狀況には從來から大きな歪みが存在し、宗室・功臣・官僚などの有力者が

宗の許可を得た。 變更を一切禁じる命令を出したことはすでに述べたが、 まり成年男子の數と糧數、 作成した改革案を始めとして、賦役制度を改革する動きが現れてきた。この改革案は、 賦役制度の改革も土地占有狀況の調査と並行して行われた。楊廷和がその私利を守るために、戸部を通じて賦役制度の 前揭羅氏論文、 つまり 田氏著書、そして唐文基氏の『明代賦役制度史』 田賦の量をまとめ、 丁と糧にぞれぞれ一定の基準で銀を課すことを提案したもので、 張璁政權になると、まずは嘉靖九年に桂蕚の發案によって戶 はいずれも、この案を一條鞭法の濫觴 布政司が全省の各里甲の丁敷 世

で第一、第二の地位を占めており、(60) 行った賦役負擔を均等化しようとした措置を、一條鞭法實施の一例としている。この時點で張璁・方獻夫はそれぞれ內閣行った賦役負擔を均等化しようとした措置を、一條鞭法實施の一例としている。この時點で張璁・方獻夫はそれぞれ內閣 としている。さらに梁方仲氏は「明代一條鞭法年表」で、嘉靖十三年から十四年にかけて吏部左侍郎の任にあった霍韜が

霍韜のこの施策が彼らの支持を得ていたことは容易に想像できる。

題について盡力し、 かかる土地占有および賦役負擔の不公平という問題に對する態度は、陽明派の人々にも共有されていた。 黄宗明は嘉靖四年に江西吉安知府に昇任してから、「清里法」という施策を實行した。 霍韜は土地問

奸吏を治め、次に健訟を決し、次に淸里法を行い、次に團甲法を行い、次に義倉を修め、備荒法を行い、皆な條緒有 乙酉、江西吉安知府に陞る。車を下りて首め白鷺洲書院を建て、道德を以て諸生を勗ます。次に巨寇を平らぎ、

む」がある。この例、そして「里甲を淸む」という言い方が明代の史料にかなり頻繁に現れることから判斷すれば、((6) この「清里法」 がかつて武宗に上申した地方政治についての提言が記錄されている。そのなかの一つに、「版籍を嚴にして以て里甲を淸 などの人口と土地財産の登錄帳簿を精査するものであったろう。 く「清里法」の「里」はつまり「里甲」のことであり、黄宗明の施策の趣旨も何鑑の提言と同じく、「版籍」、つまり黄册 の具體的な内容は不明であるが、しかし『國朝列卿紀』卷四十八にある何鑑という人物の傳記には、 恐ら

う一文の存在である。これは王陽明が江西巡撫の任にあった際に、江西の嶺北道各縣に、管內の民衆の差役負擔を定める(66) バーに陽明派士人が多數いたという事實とあわせて考えれば、王陽明のこの施策が後の戸部の方針になんらかの影響を與 と合致する。ここから、 際の方針を指示したものである。その方法はまさに、丁と糧にそれぞれ一定量の銀を課するものであり、一條鞭法の精神 した公文が、全集に殘されている。さらに注目すべきは、『王陽明全集』卷十七に收錄されている「頒定里甲雜辦」とい さらに、王陽明自身にも、かかる志向ははっきりと見て取れる。まずは王陽明本人が江西の永新縣での土地精査を指示 一條鞭法が陽明派の政治理念に一致していたことがわかるだけではなく、 張璁政權の中心メン

第四章 王陽明の提唱した政治倫理

營に關わっていた彼の弟子たちは、ともに陽明派のメンバーとして、學團內部で培われた共通の倫理感覺のもとで行動し ていたのではなかろうか。その證據として、まず以下の史料を擧げよう。 王陽明と張璁政權の改革運動との關わりは、 單に賦役制度の改革における理念の一致のみに限らない。朝廷で政治の運

に聚まる。 は廷對に趨くを以て入り、林春・林大欽・徐樾・朱衡・王惟賢・傅頤等四十餘人と始めて日會の期を定め、 在り、戚賢・魏良弼・沈謐等は科に在り、大學士方獻夫と倶に會を主る。時に黄綰は表を進むるを以て入り、洪・畿 罪譴に遭えば、京師學を言うを諱む。是の年に至り、編修歐陽德・程文德・楊名は翰林に在り、 十一年壬辰正月、門人方獻夫同志を合して京師に會す。師沒してより、桂萼朝に在り、學禁方に嚴なり。薛侃等旣に 侍郎黄宗明は兵部に 慶壽山房

さらに王陽明の弟子である薛侃が張璁と夏言の政爭に卷き込まれ朝廷から追放されたことからもわかるように、朝廷には これは嘉靖十一年の正月に、方獻夫が北京で多くの王陽明の弟子を集めて會合した記錄である。この會合には、 陽明學を忌避する空氣がなおも存在していた。このような背景から、當事者たちの切實な氣持ちは見て取れるだろう。 だ授けられていなかった錢德洪・王畿までもが參加し、參加者は四十人あまりに達したという。しかも時期的には、この ともに張璁政權の中心メンバーだった黄綰・黃宗明を筆頭に、當時朝廷で任官していたほかの陽明學者、そして官位をま 治上の地位を得た後も、 會合が行われたのは、王陽明と反目して陽明學を彈壓するようになった桂蕚が死去してまだ閒もない時期のことであり、 彼らの陽明學者としての結束は非常に強固なものであった。 方獻夫と

— 47 -

そして少なくとも嘉靖七年に王陽明が亡くなるまでは、この陽明學者の一團において、

精神上の指導的な役割を果たし

營についての議論も行われている。これこそに、張璁政權に參加していた陽明派士人の政治行動を性格づけた、 に宛てたものを幾つか取り上げ、本稿の最大の論點である陽明學の政治倫理について考察を行いたい。 政治倫理が表れているだろう。以下ではこれらの手紙の中から、恐らく張璁政權內で王陽明ともっとも親密であった黃綰 進學や修養についての陽明學的な議論が相當な文量に及んでいる。さらに、陽明學の理論に卽した、 七年まで、ほぼ每年のように書かれた。これらの手紙の內容は、近況の報告や個人事務についてのやりとりなどのほ 十一には、 ていたのは、 五卷本『陽明先生文錄』の卷二、卷三にも黃綰宛の手紙二通が收錄されている。このような手紙は、正德十六年から嘉靖 のやりとりがあったことが分かる。このほか、『王陽明全集』に收錄されていないものとして、嘉靖十二年黃綰序附きの 方獻夫宛は四通、 さらに反亂平定のため廣西まで派遣されたことから、長らく北京に留まっていた弟子たちを直に教えることができ 世宗が卽位した正徳十六年から王陽明が死去した嘉靖七年までの手紙が收錄されているが、その中に席書宛は 開祖の王陽明本人のはずである。王陽明はその晩年のほとんどを北京から遠く離れた江西・浙江で過ごして 彼は書信などの手段により、 黄綰宛は七通、 黄宗明宛は三通含まれており、ここから張璁政權内のすべての陽明派士人と手紙 弟子らと絕えず連絡を保っていた。『王陽明全集』の卷五、 政界の動向や政治運 陽明學の

に陷っていた。この事態を、王陽明は極めて重く受け止めていた。『王陽明全集』卷六に收められている、 綰に宛てた手紙において、彼は 前の孝宗、武宗兩朝において外戚、 第二章でも述べたように、嘉靖の初年には、土地の兼併、派閥政治の横行など從來の政治、社會問題が山積し、 宦官勢力の膨張がもたらした惡影響ともあわせ、 明の支配秩序はすでに危機的な狀態 それ以

の一言から、 今天下の事勢は沈痾積痿が如く、 明の政治社會はすでに破綻しかけている狀態にあると認めた上で、弟子たちに中興の希望を託したのである。こ 彼の張璁政權の改革事業に對する態度がはっきりと見て取れるだろう。王陽明も近世中國の一人の儒者とし 望むこと起死囘生を以てする所の者は、實に諸君子に在る有り(88)

こそあれ、余英時氏が論じたような天下國家への究極的な關心は、いかなる紆餘曲折を經ても、終始保ち續けていたので て、「治國平天下」という『大學』が掲げた最高の理想を捨て去ることはできなかった。朱子學も陽明學も、方法上の差

進めるかについての具體的な議論は、 と弟子たちのやり取りには、この改革運動を具體的にいかに展開させていくか、或いはいかなる方策でどの分野の改革を さて天下の生死存亡がすべてこの改革運動にかかっているかのような口調で語った王陽明だが、 一切見られない。まさに大鉈を振るい從來の積弊を一掃すべきと思われる時期に、 しかし妙なことに、 彼

王陽明は却って以下のように説いた。

ざるべからざるなり。 (71) と欲して攻治すること太だ厲しければ、則ち亦た以て其の元氣を耗すに足る。藥石の施さるるも、 君子の道長ずれば、則ち小人の道消え、 疾病旣に除かるれば、 則ち元氣も亦た當に自ら復すべし。 亦た以て漸くなら 但だ疾病を除かん

して亦た諸公今日の出づるに負かざるに庶からん。 (マヒ) ずしも速效を務め、近功を求めず。要は誠心實意にして、久遠の圖りを爲すに在れば、聖天子今日の擧に負かず、 諸公旣に事に當たれば、且く須らく之を持つに鎭定久遠を以てすべし。……其れ恩を感じ德に報ゆる所以の者は、 而 必

これは黄綰らに、改革を焦らぬよう戒めたものである。また、

異様なまでの愼重さは、どのような事情を背景としていたのだろうか。 ともいい、「速效」を求めずに、遠い將來のことも考慮に入れ愼重に方策を練るよう求めている。この時期には自分自身 の直弟子達が張璁らとともに、世宗からの絕大な信賴を得て朝廷での實權を掌握していたにもかかわらず、王陽明のこの

49 いた言葉も發せられている。 先程引用した『王陽明全集』卷六にある黃綰宛の手紙では、黃綰らに對する希望を述べるのみならず、彼らへの批判め

— 49 —

の良知を致し得る能わず、未だ斷斷休休たる體段を全得せざるのみ。……若し自己の病痛未だ除き得る能わざれば、 諸君の知謀才畧、自ずと是れ超然として衆人の上に出づれど、未だ自ら信ずる能わざる所の者は、 只だ是れ未だ自己

などの現實での意味を、王陽明の政治思想の根幹部に直結する所として、追求していかなければならないが、幸い同文に がなされている。 ここでは、黄綰等がいまだに自らの「良知」を突き止め、「病痛」を除去することができていないと、かなり嚴しい指摘 何を以て能く天下の病を療し得るか。此れ區區一念の誠なりて、 我々は、 陽明學のもっとも核心的な概念の一つである「良知」と、「良知」により除去すべき 諸君の爲に一たび竭盡せざる能わざる所以の者なり。

説明がなされている。

臣と做らんことを願うのみ。古の所謂大臣なる者は、更に他に甚の知謀才畧有るかを稱さず、只だ是れ一箇の斷斷と ざるべけんや。諸君は皆平日の知る所厚き者なりて、區區の心、愛せるも助けを爲す莫く、只だ諸君都で個の古の大 正に是れ其の當に恥ずるべき所に非ざるを恥じて、其の當に恥ずるべき所を恥ずるを知らざるなり、大いに哀れなら 正に君子の宜しく深く恥ずるべき所の者なるを知らず。今は乃ち反て自己の良知を蔽塞する能わざるを恥と爲すは、 るが如し。……今人は多く言語の人を屈服し得る能わざるを以て恥と爲し、意氣の人を陵軋し得る能わざるを恥と爲 昧蔽塞せるに因りて後に有るに緣るのみ。若し良知の一たび提醒する時は、卽ち白日一たび出づれば、 然れども良知を親切に見得る時、其の工夫又た自ら難からず。此の敷病、良知の本より無き所なりて、 凡そ人の言語正に快意に到る時、 して他技なく、 憤怒嗜欲の直意任情し得る能わざるを恥と爲し、殊に此の數病なる者は、皆是れ自己の良知を蔽塞する事なりて、 憤怒嗜欲正に騰沸に到る時、 休休として如かば容有るのみ。 便ち廓然として能く消化し得るは、此れ天下の大勇たる者に非ざれば能わざるなり。 便ち截然として能く忍默し得、意氣正に發揚に到る時、便ち翕然として能く收飲し 只だ良知の昏 魍魎自ら消ゆ

この文章によれば、「病痛」とはつまり、「言語」をもって人を「屈服」させ、「意氣」をもって人を「陵軋」し、そし

たすべての人々に望んでいたものだろう。 王陽明が政治的な局面に卽してこのような發言をなした以上、その發言を政治の文脈において解讀しなければならない。

これについては、

黄綰が張璁に宛てた手紙を取り上げたい。

りを益し、以て聖主の德に報い、其の萬全なるを圖り、之を不朽に垂るべしと。綰も亦た此に於いて惓惓たる至願に 以てその用を通じ、人をして怨尤無からしめ、餘は皆な其の自然なるを聽さんことのみ。或いは議する者有りて云わ 容を擴げ、必ず聖學の眞なるを求め、以て其の體を明らかにし、心をして蔽礙無からしめ、必ず王道の純なるを行い 變終に亦た窮まり無ければ、惟だ望むらくは我が公も亦た當に此れを以て鑑と爲し、益す素志を堅くし、益す休休の るの速やかなるに非ざれば、 小人君を忘れ、私を騁せて謀を爲すは、畢竟にして此に至れり。若し西樵建白するの明らかなりにして、 此れに因りて其の門禁の榜を去り、以て古人賢に下り士を禮するの美を盡くし、因りて眾思を集め、 一時の善類、眞に足を駐むるの地無からん……但だ惟うに人心尚未だ測るべからず、事 聖明悔悟す

休」の表現は、孔頴達の疏で「善」を好み、人の「小過」を容認することと解釋されている。黄綰はここで張璁に、人の「 璁による反對派官僚に對する彈壓を撤回し、 (※) この手紙は內容から見れば、張璁が嘉靖十一年に世宗に致仕させられ、また方獻夫の懇願によって復職した直後に書かれ 影響を與えていたのかを示している。「休休の容」の具體的な表れの一つとして、黃綰はいわゆる「門禁の榜」つまり張 たものだろう。ここで黄綰は張璁に師のいう「休休の容」をはっきりと求めており、 より廣範に渡って意見を集めるよう勸めた。そもそも『尚書』における 王陽明が弟子達にいかに精神

過ちを許すことを求め、「賢」、つまり真の人材を九卿など朝廷の重要ポストに積極的に登用することを求めていた。 むるの急なるは、九卿より先んずるは莫し。九卿其の人を得れば、則ち百官の職必ず擧げ、公勞せずして以て其の成 これ公唐虞の成跡を鑑み、詩人の豫患を念い、今の爲に計る者は、其の要は賢を進むるより先んずるは莫し。賢を進

功を收むべし。他日の憂いも、亦此に於いて兗るべし。(77)

これ公益す素心を殫し、早く眞才を求め、樞要に布列し、共に至治を圖り、以て我が聖明不世の業を成せば、

蓬蒿に死すと雖ども、亦た何をか憾まんや。 (8)

このような趣旨の發言は、黄綰が張璁に宛てたほかの手紙にも多數見られる。黄綰がこのように、再三再四に渡り張璁に(マロ) 同じことを繰り返し説いた理由はどこにあるのだろうか。

な争いが絶えなかった。このような局面を招いた原因は、政權のトップである張璁と、それに次ぐ地位にあった桂萼にあ 第三章で述べたように、張璁政權は積極的に改革を推進した。しかし、それと同時にこの政權には初めから、さまざま

る。

特に黄綰が言ったように、「大禮の議」ののち張璁は多くの不正を生み出した從來の政治そのものを壞そうとしたため、 張璁らは「大禮の議」で勝利を收めたが、しかしこれは同時に楊廷和側の官僚たちとの深刻な對立をも引き起こした。

年から六年にかけ、二人はいわゆる李福達事件を機に大獄を興し、政敵に大打撃を與えた。(83) 夢は楊廷和の一黨がなお言路に多く殘っているため、科道官に相互に彈劾させることを求め、裁可された。さらに嘉靖五(&) れた大臣たちの召還を圖る動きを一貫して拒否した上、朝廷に殘っていた反對勢力にも追い打ちをかけた。嘉靖六年に桂 璁・桂蓴も一歩も讓らぬ姿勢を取り、積極的に反對派を彈壓した。彼らは「大禮の議」で處分を受けて朝廷より追い出さ 旣得權益を侵された舊官僚たちからさらなる恨みを買ったのである。『明倫大典』の編纂が始まった際に、張璁は世宗に、 「大禮の議」のために、四五年來、朝臣から百回以上にわたって彈劾されてきたと述べている。このような攻擊に對し張

宗の心境を慮って嚴しく批判することもなかった。しかし彼は下級の官僚から一朝にして成り上がった張璁・桂蕚らに對 し、反對派の舊官僚たちと同じく輕蔑する態度を取り、二人を壓迫する姿勢を見せ、しかも門生故吏を引き立てて個人の〔8〕 學士首輔に指名して一時的に政權を任せた。費宏は「大禮の議」において、楊廷和に同調せざるを得なかったものの、 同樣な對立は新政權の指導部の中でも起こっている。楊廷和が驅逐された後、世宗は張璁、桂蕚をもっとも信任するよ いきなり彼らを朝政の最高責任者に据えることはできず、まずはそれまで長らく内閣にいた費宏を内閣大 世

その後、張・桂が楊一淸側の反擊に遭い一度朝廷を逐われるなど泥仕合の末、ついに霍韜と方獻夫の助力により楊一淸を(8) 影響力が増大していくにつれ張・桂は却ってこれを脅威と感じ始め、もともと二人に好意的であった楊一淸を攻撃した。(%) 費宏が去った後、 朝廷から追い出し、 對立が生じたのである。
(g)
い出し、最終的に張璁がこれに取って代わった。さらにこのような爭いの中、張璁と桂蕚の閒にも地位や影響い出し、最終的に張璁がこれに取って代わった。さらにこのような爭いの中、張璁と桂蕚の閒にも地位や影響 張璁・桂蕚の推薦により内閣復歸を果たしていた前朝の老臣楊一清が首輔の座についたが、やがてその

影響力の擴大を圖った。それゆえ張璁・桂蕚は費宏と激しく對立し、ついに第三者の攻撃を利用して費宏を失脚させた。(ミヒ) (ミヒ)

定に當たり、 それから、 兵權を持っていた王陽明にベトナムへの出兵を求めたが、王陽明はこれに應じなかった。このため桂蕚は王對立紛糾はますますエスカレートしていった。まずは桂蕚が功を焦り、廣西の思恩・田州で起きた反亂の平

力をめぐり、

ほか、 陽明學への禁令を發したりするよう提案し、いずれも世宗の裁可を受けた。これに霍韜・方獻夫・黄綰は大いに不平を鳴(タキ) らし、上疏して爭った。嘉靖十二年の冬には大同で反亂が起こり、 陽明を恨み、反亂を平定したにもかかわらず王陽明を謗り、王陽明の死後に、王陽明に與えられた樣々な恩典を奪ったり 柔軟な對應を取らせた。しかし張璁は意見を變えるどころか、 せたがうまく行かなかった。すると夏言が代王の提案した懐柔策に同調して張璁を批判し、世宗も黄綰を現地に派遣して 追從を拒んだ方獻夫、さらには、すでにこの世を去った桂蕚まで攻撃した。これで張璁政權は瀨戶際に立たされる。(%) 辭職を願い出た上、 張璁は劉源淸という人物を推薦して武力平定に當たら 怒りを爆發させ、 自身を諫めた黄綰の

してから、次第に自分の考えに固執し、地位や名聲に拘るようになっていった。それゆえ最後はもはや異議を受け入れる 王陽明が弟子たちを強く戒めたことの背景には、このような一連の事態があったのである。張璁と桂蕚は、 權力を掌握

ことができず、黨派閒の争いに明け暮れるに至る。黄綰がかつて張璁への手紙で

眞の皐夒稷契たりて、必ず聖主をして眞の堯舜たらしめ、 公に在りては只だ宜しく益す自ら脩檢し、益す自ら誠を積み、以て其の定るを待つのみ。務めて精一の眞傳を求め、 斯の士をして真に堯舜の士たらしめ、 斯の世をして真に堯

恃むべき、靡文の増飾するは、復た何ぞ有らんや。 (g)

舜の澤を蒙らしむるは、乃ち公の以て報いを爲す所なり。此の如く志を立つれば、

則ち平日功名の矜るべき、

ような態度を指す。王陽明の趣旨は、 と說き、張璁が地位名聲や天子の寵愛に固執していることを強く戒めた。王陽明のいう「病痛」とは、まさに張璁のこの ということであったはずである。嘉靖六年に彼は黃綰宛の手紙で、 改革の具體策を議論する前に、まずはこのような「病痛」に對處しなければならな

後を善くすべきかを知らず。 みれば、多く讐仇の若し。病廢の人、愛するも助けを爲す莫く、竊かに諸公の爲に之を危ぶみ、若何にして以て其の の事に當たるの老も、亦た未だ同寅協恭の誠有るを見ず、 閒 聞くならくは口從面諛する者有り、退いてその私を省 者なり。近く二三士夫の論を見れば、始めて前此諸公の心、尙お未だ平貼せずして、姑く釁を待つのみを知る。 東南の小蠢は、 特だ瘡疥の疾なるのみ。羣僚百司各讒嫉黨比の心を懷くは、此れ則ち腹心の禍にして、大に憂うべき

亂などは大した問題ではないと述べた。王陽明は、弟子たちが指導部での争いに關わっていたことに嚴しい意見を述べつ といい、朝廷の官僚たちの派閥争い、そして指導部での對立はもっとも危惧すべきことであり、これと比べて廣西での反 つ、彼らに自らの「良知」により「病痛」を徹底的に治癒し、そして政權の運營を理想的な方向へ導くことを望んでいた

のだろう。

と評している。嘉靖十一年に張璁は彈劾を受けて世宗より三度目の致仕を命じられる。方獻夫は上疏して張璁の復歸を願 己側の太常卿彭澤の畫策により、王陽明の弟子である薛侃を利用して當時臺頭していた夏言を陷れようとした事件である。 ころか、かえって陰謀を弄する者を身内として賴り、政敵の排除に腐心したのである。その最も代表的な事件は、 を收められなかったことを示唆している。そして、 い出るが、その中で これはまさしく、かつての派閥政治復活への道を辿っているものであり、『明史』も張璁について た。そして張璁が推薦した劉源淸も、黃綰の調査によると、反亂の平定を失敗させただけでなく汚職にまみれてもいた。⑻ の臺頭は決定的なものになった。大同事件でも、吏部尚書の汪鋐が個人的な恨みから、張璁に附和して黄綰を攻撃してい。 (%) 結局この陰謀は發覺し、張璁は世宗によって一時的に朝廷を逐われた。この事件によって張璁は世宗の信賴を失い、夏言 と張璁のため辯護したが、しかしこの一文は同時に、政權內部での軋轢のため、張璁などの進めた改革が狙い通りの成果 しかし事態はこのような方向にはついに進まなかった。張璁は黄綰の諫めに從って「善類」、「賢」を要職に登用するど 張璁の政治が獨斷的なものであったと認めている。その上で 学敬才大にして量小さく、志正しくて識宏からず、善を善するに短にして悪を悪むに長じ、奸を釐め弊を革むるの意 未だ成らざる者は、實に一二の奸人其の閒を梗ぎ、未だ曾て協一せざるを以ての故なり。 皇上孜孜として治を求むること今に于いて十有一年なりて、孚敬政を得ることも亦た且つ五六年なり。 すを肯んぜず、此れ其の短なる所なり。 多くして、垢を含め汚れを納むるの意少なく、事必ず己に由り、善を人と同じくする能わず、賢才を擧げて小過を赦 力めて人臣の私黨を破らんと欲するも、己先んじて黨魁と爲る。(四) 張璁は自らの意志を繼ぐ後繼者を殘すこともできず、 意見の異なる者 しかるに治效

55

を押さえつけようとすることでかえって夏言の臺頭を招き、政敵に權力の座を明け渡すことになったのである。夏言が權

張璁が

たという。ここから考えると、夏言・嚴嵩政權の下では、張璁政權で行われた土地賦役に關する改革も積極的に受け繼が 代においてであったが、それが積極的に進められるようになったのは、嘉靖の末年に當たる嘉靖四十年前後のことであっ そして梁方仲氏「明代一條鞭法年表」の「後記」によれば、一條鞭法が施行されはじめたのは嘉靖の初年、(嗚) 線に低落していったことから、張璁が去った後に、宦官の勢力が再び擴大し始めたことは、想像するに難くないだろう。 力を掌握してからの政治狀況については、まず張璁から夏言、そして嚴嵩まで、宦官に對する內閣首輔大臣の權威が一直

わりに

お

れることはなかったようである。張璁政權の改革は、政權の消滅によりほどなく頓挫したのである。

の發言と照らし合わせ、それを要約しながら、陽明學の性質について議論したい。 本稿では、この世を去る閒際まで張璁政權の動向を見つめていた王陽明の、政權内の弟子達に自ら示した一種の政治倫 つまり政治活動の原則を、歴史的事實に卽して分析してきた。最後に、『傳習錄』に收錄されている王陽明の幾つか

張璁・桂蕚が實際取ったような、自分自身の意見をひたすら貫き、意見の異なる者を無理矢理押さえつけようとする態度 極的に受け入れることを意味している。これと對極にあるのが、「良知」によって除去すべき「病痛」である。これは、 黄綰らに求めたのは、 王陽明が主張した政治倫理は、『王陽明全集』卷六にある「與黄宗賢」という手紙に端的に示されている。ここで彼が いわゆる「古の大臣」の「休休の容」である。これはつまり、他人の過ちを許し、有益な意見を積

るに暇あらんや。舜の能く象の傲りを化し得たるは、其の機括は只だ是れ象の不是を見ざればなり。若し舜只だ他の 是を見得し、自己の非を見ず。若し能く己に反らば、方めて自己の許多の未だ盡さざる處有るを見ん。奚ぞ人を責む 友常に氣を動かし人を責め易し。先生之を警めて曰く、學は須く己に反るべし。若し徒に人を責めば、只だ人の不 を言う。『傳習錄』には以下の一條がある。

し得ん。是の友感悔す。曰く、「你'今後只だ去きて人の是非を論ずる要からず。凡そ'嘗'みに人を責辯する時、 姦惡を正さんことを要めば、就ち象の不是を見得せん。象是れ傲人なれば、必ず相下るを肯んぜず、如何ぞ他を感化 件の大己私と把り做し、克ち去りて方めて可なり。(ધ)

ここで王陽明はある「友」に、人を責めることは、自らの「非」を反省することを妨げることであり、惡人を糾彈するこ

は、本文で考察した現實政治の文脈とあわせて考えれば、張璁や桂蓴への批判として見ることができるだろう。彼らは異 とは、それを「感化」することを不可能にすると說き、他人の善し惡しを議論することをまさに「私」とした。この發言

を唱える者の彈壓に汲々とし、自分自身の政策方針にあくまで固執することで、對立をますます激化させたのである。 第四章で述べたように、張璁・桂蕚がこのような態度を取ったのは、自らの地位名聲への執着があったからである。こ

れに對し『傳習錄』の、

名づくべからず。 先生曰く、聖賢は功業氣節無きに非ざれど、但だ其れ這の天理に循著すれば、 則ち便ち是れ道なり、 事功氣節を以て

という一條も彼らに痛棒を喰らわせている。從うべきはあくまで天理であり功名心ではないのである。さらに して做し去り、人の非笑に管せず、人の毀謗に管せず、人の榮辱に管せず、他の功夫の進む有る、退く有るに任せて、 諸君只だ常常個の世を遁れて悶ゆる無く、是とせられずして悶ゆる無きの心を懐くを要し、この良知に依りて、忍耐

動かざらん。 我は只だ是れ這の良知を致すの主宰息まずんば、久久にして自然に力を得る處あり、一切の外事にも、 亦た自ら能く

とあるように、内心における「良知」の「主宰」が確立されれば、俗世閒の毀譽褒貶などもはや何の價値も持たなくなる

黄綰に宛てた手紙からもわかるように、「良知」の説は、明らかに政治的なニュアンスを帶びている。先程掲げた

「傳

57

— 57 —

これまでの考察によってすでに明らかである。今後陽明學についての研究を行う際にも、この點に十分留意しなければな 習錄」のいくつかの記載も、恐らく本論で述べた現實政治の文脈を踏まえた上でなければ、その意圖した所ははっきりと 讀み解けないだろう。陽明學は政治のための學問とは言えないが、高度な政治性を有している學問であることは、

いが、 向した、と說いている。しかし本論が明らかにした事實から見れば、確かに王陽明は北京から遠く離れていたかも知 に、王陽明はついに宋學の「君を得て道を行う」という路線を捨てざるを得ず、中央政界から離れて一般民衆の教化に轉 最後に冒頭で取り上げた余英時氏の説について論じたい。氏は、 なお中央の動向を細かに觀察し、弟子を通じて朝政に影響を與えようとしていた。しかも彼は、 明の天子による士大夫への殘酷な彈壓という現實を前 かつて方獻夫に宛

てた手紙において、

心斷斷休休たる者に非ざれば、亦た只だ其の外に於いて議論粉飾するを好しとするのみ。(嗯) 人謫めらるに足らず、是れ一たび君を正せば國定まると謂う。然れども此れ君に忠なりて國に報ゆるの誠有り、 日の急とする所は、惟だ君德を培養し、其の志向を端すに在るのみ。此に於いて立つる有れば、政聞たるに足らず、 聖主聰明にして世出せず、 諸公旣に知遇を蒙ること此くの若くんば、安んぞ一出して報ゆるを圖らざるべけんや。今

手紙でも天子ではなくまず大臣としての方獻夫に「斷斷休休」なる心を求め、これを天子の心を正すことの必要條件とし ているのである。黄綰は張璁への手紙の中で、 ある。しかし全體的に見れば、王陽明、あるいは陽明學は、むしろまず士大夫自身の問題に對處しようとしていた。この と述べていることから分かるように、天子の德を養成して國を安定させることを求め、まさに「君を得」ようとしたので

旣にして聖明翻悟し、 以て中興の規模を定め、以て天下の心を一にし、以て天下の治を成さず、各己見を懷き、互相に同異し、人情を 我が公及び見山諸公を信任し、以て千載の奇逢と爲すも、 諸公又た憂いを同じくして慮りを合

非ず、其れ功を急ぎ利に趨くの徒は、必ず將に開導迎合する所有りて、以て其の身圖を遂げんとす。一事を興さば則 眾志一ならざる所以、積習の變え難き所以、而して治功の日に遠き所以なり。…聖明の英志、決して默默たるのみに して今に至るも定まらざらしむれば、聖心疑わずと謂うは、可なるか。聖心旣に疑えば、此れ國是定まらざる所以、

ち一人を増やす、一人を増やさば則ち一蠹を増やす。

子に迎合して私利を圖る小人が信賴を得るようになってしまった。これこそが、張璁政權の改革が全面的な成功を收めら の窮餘の策かもしれないが、 れなかった最大の要因である。天子の政治權力が大幅に強化され、士大夫官僚がそれに強く意見できないという狀況下で と論じている。臣下の對立紛糾が天子の疑いを招き、それゆえ改革にあたり天子の全面的な支持を得られず、かえって天 しかし陽明學は確かに士大夫自身の心を正してから、天子を「感化」しようとしたのである。

Ē

- (1) 允晨文化實業、二〇〇四
- (2) 『宋明理學與政治文化』第六章を參照。
- (4) 社會科學文獻出版社、二〇〇七
- (5)『明史』卷一百九十七、「 黃綰傳」。
- 傳』などの彼に關する記録では「張孚敬」の名が使われてら「孚敬」という名を賜った。このため、『嘉靖以來首輔ら「孚敬」という名を賜った。このため、『嘉靖以來首輔傳』卷二。世宗の名が朱厚熜であるため

- いる。
- 貴人、文成無一言非之、意澄言亦不妄。」禮不可知、然其高弟如方獻夫・席書・霍韜・黄綰輩皆大禮(7)『萬曆野獲編』卷二十、「言事」「陸澄六辯」「文成之附大
- (8) 『新中華』十二卷七期、一九四九。
- (9) 『明史』卷一百九十七、「席書傳」。
- 身率貴陽諸生、以所事師禮事之。」
 (10)『王陽明全集』(上海古籍出版社、一九九二)卷三十三、(10)『王陽明全集』(上海古籍出版社、一九九二)卷三十三、
- 文成者、自方西樵始。……西樵名獻夫、字叔賢。弱冠擧進(11)『明儒學案』卷三十、「粤閩王門學案」「嶺海之士、學於

- 亞於西樵。一日與語、 士。爲吏部主事、遷員外郎。陽明起自謫所、爲主事、官階 西樵有當於心、卽進拜稱弟子。」
- 子。……又以女妻陽明之子正億、擕之金陵、銷其外侮。」 綰」「陽明歸越、先生過之、聞致良知之敎、……乃稱門弟 『明儒學案』卷十三、「浙中王門學案三・尙書黃久庵先生
- 13 宗明」「黃宗明字誠甫、……先生受學於陽明、陽明謂誠甫 自當一日千里、任重道遠、吾非誠甫誰望耶。則其屬意亦至 『明儒學案』卷十四、「浙中王門學案四・侍郎黃致齋先生
- 〔4〕 方獻夫は正德中に王陽明の弟子となってまもなく鄕里へ 三、「諸儒學案下一・文敏霍渭崖先生韜」)。 靖の初年まで西樵山で讀書していた(『明儒學案』卷五十 歸り、嘉靖元年の夏までの十年閒、西樵山で讀書していた つまり正徳九年に進士となった後に郷里の南海に歸り、嘉 (『明史』卷一百九十六、「方獻夫傳」)。霍韜も正德甲戌、
- 15 禮議見示、時方在哀疚、心善其說而不敢奉復。」 中山八郎『明淸史論集』(汲古書院、一九九五)一四三 『王陽明全集』卷二十一、「與霍兀崖宮端」「往嵗曾辱大
- 之才無出陽明右者、 餘竊以爲不然、蓋陽明兩廣之役、寔由公薦、其謂一時天下 斷したのは、『國朝獻徴錄』卷十六に收められている胡松 天下之公心也。」という記述によるものである。 の「桂公蕚墓表」の「公黨排王先生伯安之學、殆於媢忌、 前掲中山氏著書一四三頁。なお、中山氏がこのように判 田州之事、 非斯人不足以濟、 是心也

- 桂蕚は王陽明を推薦した際にすでに王陽明と仲違いしてお しかし、『明史』卷一百九十五、「王陽明傳」を見ると、 彼を推薦したのも、張璁の意向に從ったにすぎない。
- 18 前揭中山氏著書一四三頁。
- 19 皆驟貴矣。」 子太保。霍韜進禮部尚書、獨固辭不就、 學士。萼已爲吏部尚書、 明倫大典。孚敬進少傅、加太子太傅、吏部尚書、謹身殿大 欲錄以成書、而孚敬爲總裁、萼等副焉。旣成、 『嘉靖以來首輔傳』卷二「上旣以追崇獻皇帝后得偸志、 加少保、太子太傅。方獻夫亦加太 而熊浹、黄綰以下 進之、名曰
- 『明史』卷一百十二、「七卿年表二」。

20

- 21 『明史』卷一百十、「宰輔年表二」。
- 前後から一年足らずという短い期間で復職した。 回に渡り世宗に致仕を命じられているが、いずれも一ヶ月 閣入りを果たしてから、十四年に政界を引退するまで、三 『明史』卷一百十、「宰輔年表二」。張璁は嘉靖六年に內 **—** 60
- 23 『明史』卷一百九十七、「霍韜傳」。
- 因舉程朱諸儒所論、 年來、異說競起、是以古人爲後大宗之義、不明于天下。臣 雖兼釆衆說、一主二程朱子之言、以上宗于孔子。……近數 儀禮及春秋經傳等書、于古人爲後大宗之義、頗知其槩。 備員內閣、竊見朝廷二三年來、累次命官會議大禮、因考之 ……我祖宗朝建學立師、專以五經四書爲教、凡儒先註釋、 『皇明經世文編』卷一百二十四、蔣冕「爲後大宗疏」「臣 有與古義互相發明者、撮其大要、條列

二、謹錄進呈。」

占める大學士として楊廷和に追從していた人物である。 『明史』卷一百九十七、「席書傳」、および卷一百九十六、 蔣冕は「大禮の議」において當初から、內閣で第二位を

25 以行之萬世而皆準。其或反之吾心而有所未安者、非其傳記 は人情によるという説を説いている。『王陽明全集』卷六、 亦可以義起、三王之所以不相襲禮也。」 「寄鄒謙之」第二通「先王制禮、皆因人情而爲之節文、是 (『明史』卷一百九十六、「張璁傳」)。 王陽明はかつて弟子の鄒守益に宛てた手紙において、禮 方獻夫傳」。そして張璁も同じ趣旨の發言をしている 則必古今風氣習俗之異宜者矣。此雖先王未之有、

- 26 『明史』卷一百九十、「楊廷和傳」。
- 廷議意也。」 生父興獻王宜稱興獻帝、母宜稱興獻后、 乃草敕下禮部曰、 太后、仰承慈命、 『明史紀事本末』卷五十、「大禮議」「廷和見勢不得已、 不敢固違。帝從之。廷和意假母后、 聖母慈壽皇太后懿旨、 憲廟貴妃邵氏稱皇 以朕纘承大統、本 示非
- 28 『明史』卷一一四、「后妃傳二」。
- 張氏兄弟」(『東洋史研究』第四九卷第三號、 していた。これについては、佐藤文俊 張氏の一族は明代有數の外戚集團であり、その兄弟の張 張延齢は當時、 田地のほか多くの商業上の利權を有 「明代中期の外戚、 一九九〇)を
- 30 欲改懿旨爲聖旨。 『楊文忠三錄』卷四、「視草餘錄」 「慈壽遣散本官傳諭: 豫與同官言、 ……凡事皆以懿旨行之、盡

行於時、漫無糾擧者。」

肆

- 之又來傳輸云、前代有稱聖旨是如何。 萬世稱頌、若欲改稱聖旨、 ……遂不復言。」 事體似有未安。……久 我輩云、世代不同、
- 31 史研究』一九九〇年第二期)を參照。 せた人物である。これに對し楊廷和は一貫して寧王を擁護 した。詳細は、羅輝映氏の論文「楊廷和事略考實」(『中國 寧王宸濠の反亂を豫見し、王陽明を江西に派遣して防備さ この王瓊こそが、正德年閒に兵部尚書の任にあった際に、
- 32 郎張昱俱庸陋不職。十三道監察御史李獻等亦上書論劾儲等 史寧杲憑藉姦黨、貪財害民、及戶部尚書楊潭……禮部右侍 而及禮部侍郎顧淸……巡撫楡林都御史陳琱。 濫鬻將官、依阿權倖、巡撫順天都御史劉達・巡撫宣大都御 九敍等劾奏大學士梁儲結附權姦、持祿固寵、 『世宗實錄』卷一、正德十六年四月己酉「六科給事中張 吏部尚書王瓊
- 33 陟美官、 疏言、大學士楊廷和竊攬乾綱、 一、改其弟廷儀吏部侍郎、曾不引避、又私其鄕人、 『世宗實錄』卷一、正德十六年四月己酉「是日、 庇其所私厚。」 事多專擅、 擢其子愼及第第 王瓊上
- 34 35 均徭則例、減舊制夫役……上曰、已姑令回話、 則例、又擅革接遞夫役。 會科學版)一九八六年第五期)。 李洵「「大禮議」與明代政治」(『東北師大學報』(哲學社 [皇明紀略] 「孝皇時、 今府縣往往違詔亂法、 召內閣曰、 管河通政奏巡按御史陸偁私變均徭 更賦變徭、 陸偁爲御史、 刻爲成書、 縱不深罪、 乃敢擅作

- (37)『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第三首
- (38) 張璁も「大禮の議」後、この點について以前の內閣を嚴 、(38) 張璁も「大禮の議」後、この點について以前の內閣を嚴 、(38) 張璁も「大禮の議」後、この點について以前の內閣を嚴
- (3) 『石龍集』卷十八、「寄席元山」第二首。
- (41)『明史研究論叢』第三輯、江蘇古籍出版社、一九八五。
- (4) 中國社會科學出版社、二〇〇二。
- (43)『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。

『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第三首。

44

世乎。孚敬白之、上悉議從革、其見封者僅終身、人以爲子儀・曹彬皆以大勳挾椒房、然封爵不及世、而安昌伯等乃孚敬謀之吏部尚書方獻夫、俾引唐宋故事、如長孫無忌・郭紀)『嘉靖以來首輔傳』卷二「安昌伯故外戚也、而家請封。

快。」

- (46) 『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。
- 裁革について」(『史淵』第一三七輯、二〇〇〇)を參照。(47) 鎮守宦官については、野田徹「嘉靖朝における鎮守宦官
- 其狀、悉裁革鎭守・監倉・市舶之敷、後先殆盡。」と記さ得上意、敷敷言中貴人之使外者多貪橫、爲國蟊賊。上具悉(名) 『嘉靖以來首輔傳』卷二にある張璁の傳記に「然自是能

れている。

纂焉。」 纂焉。」 無焉。 無焉。 無焉。 無元, 如一、列聖以來欽差事例何如、今日員數何如、送館稽員數何如、列聖以來欽差事例何如、今日員數何如、送職之一, 讀皇明祖訓、置職甚詳、惟弘治年閒儒臣失考而不及纂述、 讀皇明祖訓、置職甚詳、惟弘治年閒儒臣失考而不及纂述、 讀皇明祖訓、置職甚詳、惟弘治年閒儒臣失考而不及纂述、

監倉などの様々な地方駐在の宦官のことである。霍韜のいう「欽差」とはつまり『首輪傳』にある鎭守・

- (49)『明史』卷一百九十六、「方獻夫傳」。
- (50)『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。
- (51) 『西樵遺稿』卷三、「請復召張內輔疏」「其行事之正、皆有擔當相成。」
- 研究』、大安、一九六八)などを參照。(52) たとえば清水泰次の「投獻考」(同氏『明代土地制度史
- 常半、……賦役日急一日、前日之所謂富民、今已退爲窮民、(53)『石龍集』卷十六、「上西涯先生論時務書」「今海內旱潦

皆謂祖宗積累之深、有足恃者、漫不爲慮。」前日之所謂窮民、今已委於溝壑。廟堂不知省、守令不知恤

西涯は李東陽の號である。

- 半、失者半也。賦稅何從出、國計何從足耶。」千頃有奇、失額四百二十六萬八千頃有奇、是字內額田存者八百四十九萬六千頃有奇、弘治十五年存額四百二十二萬八(54)『渭厓文集』卷三、「脩書疏」「竊見洪武初年、天下田土
- 及今日額田實數、送館稽纂焉。」
 行戶部、考求洪武初年額田原數、備査弘治十五年失額田數、天下額田已減強半、再數百年、減失不知又何如也。伏望勑天下額田已減強半、再數百年、減失不知又何如也。伏望勑(55) 『渭厓文集』卷三、「脩書疏」「由洪武迄弘治百四十年耳、

56

『文襄公奏議』卷三、「請修復舊制以足國安民疏」「北方

- 會議之、可也。」會議之、可也。」

 「會議之家、欲得獨享廣畝之社地、不肯爲乘地屯民分糧。南官豪之家、欲得獨出輕則之田糧、不肯爲重則里甲均苦。

 「以一遇有志州縣正官、必欲通行均則量地、勢家卽上下夤 「以一遇有志州縣正官、必欲通行均則量地、勢家卽上下夤

縣永爲遵行。」と收錄されている。 丁審銀若干、斟酌繁簡、通融科派、造定册籍、行令各府州均派一省徭役、內量除優免之數、每糧一石、編銀若干、每

- (58) 中國社會科學出版社、一九九一。
- (6) 『明史』卷一百十、「宰輔年表二」。
- 永圖。皆屢疏極言。」 八百萬、今止其半、戶口日耗、冗食日煩、冗費日甚、宜有(臼) 『西樵遺稿』卷七、「霍文敏公墓表」「公疏曰、祖宗土田
- 左侍郎致齋黃公宗明神道碑」。 后,『國朝獻徵錄』卷三十五、霍韜「贈都察院右都御使禮部
- 處置地方十事以聞……六曰巖版籍以清里甲。」南湖陜三省、瀕行、孝廟賓天。武宗嗣位、復申命……因疏縣人。……廷擧鑑以刑部左侍郎兼都察院左僉都御史清査河縣(3)『國朝列卿紀』卷四十八「何鑑字世光、浙江紹興府新昌
- 議定委通判談儲、推官陳相、指揮髙睿、會同該縣知縣翁璣理丈量、實亦救時切務、但恐奉行不至、未免反滋弊端、依呈、看得江西田糧之弊、極於永新、相傳已非一日。今欲淸(5)『王陽明全集』卷十七、「清理永新田糧」「據※議周文光

設法丈量。……事完之日、 悉照該道所議造册、 永永遵守施

- 66 案回道、卽便速行各縣、俱查本院近定規則、 每石出銀若干、……看與本院新定則例相同、……為此仰抄 用・春秋祭祀・軍需崴報・使客夫馬等項、俱於丁糧議處 要將正德十六年里甲通行查審、除逃絕人丁外、將一年使 先年里甲使用、俱係丁糧分派、照日應當、以致多寡不均、 派編銀兩、……悉照原議施行。」 『王陽明全集』卷十七、「頒定里甲雜辦」「據龍南縣申稱 各照丁糧多寡
- 67 『王陽明全集』卷三十六、「年譜附錄一」。
- 68 このことについては、後註(9)で詳述する。
- 69 『王陽明全集』卷六、「與黃宗賢」。
- 不敢奉啟。諸公旣當事、且須持之以鎭定久遠……。」と言 集』卷二十一にある「與黃宗賢」第四通(嘉靖七年)では っている。 「靜庵、東羅、見山、西樵、兀崖諸公、聞京中書禁方嚴、 ーにもかなり期待を寄せていたようである。『王陽明全 王陽明は弟子たちのみならず、張璁や政權の他のメン

あり、 を指しているのかは不明。そして、『陽明先生文錄』卷四 藥之任、蓋天下莫不聞、不及今圖所以療治之、異時能辭其 に收錄されている「與張羅峰閣老」第二通に「諸公方有湯 見山、西樵、兀崖はそれぞれ桂萼、方獻夫、霍韜の號で 。」とある。 静庵は當時の刑部尚書胡世寧の號である。東羅が誰

但し、張璁宛の手紙には、後に紹介する、黄綰に向かっ

(1) 『王陽明全集』卷二十一、「與黃宗賢」第三通 て發したような陽明學的な論説が見られない。

(嘉靖六

『王陽明全集』卷二十一、「與黄宗賢」第四通

72

73 職有利哉。人之有技、冒疾以惡之、人之彥聖、而違之俾不 達、是不能容、以不能保我子孫黎民、亦曰殆哉。」 心好之、不啻若自其口出、是能容之、以保我子孫黎民、 心休休焉、其如有容。人之有技、若己有之、人之彥聖、 **『尚書』**「周書」「秦誓」「如有一介臣、 斷斷猗無他伎、 亦

『大學』はこの一節を引用して若干の異同がある。

- $\widehat{74}$ 『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第一首。
- 75 これについては後の注(81)で解説する。
- 76 故思斷斷無他技者。」 其如是人、能有所容忍小過、寬則得衆、穆公疾技巧多端 斷、守善之貌、無他技、能徒守善而已、休休、好善之貌、 『尙書』孔頴達疏「王肅云、一介、耿介、一心端慤、斷 64

もこの従來の解釋を踏襲していたと思われる。 の『大學章句』などでも、異説は見られていない。王陽明

この解釋は「有容」以降の本文と同じ方向にあり、

『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第三首。

77

78

- 『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第四首。
- 79 下積弊已極、 一者之要、又只在五六大臣用得其人、則君心自定、 たとえば、『石龍集』卷十九、「寄羅峰」第一首「當今天 人情萬狀莫齊、皆未暇論、 只有正君致治爲要。

人陰沍之道、此綰之至願至望也。」下之眞足經濟二三君子共之、以成宗社不拔之業、以默消小下之眞足經濟二三君子共之、以成宗社不拔之業、以默消小卷二十、「寄羅峰閣老書」「惟公念中興之艱、……更求天

(8) 『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。

(81) 吏部尚書のポストが空いた時、(廷臣會議で) 喬宇・楊大臣休致者非奉詔不得推舉、字等逐廢。」 大臣休致者非奉詔不得推舉、字等逐廢。」 大臣休致者非奉詔不得推舉、字等逐廢。」 大臣休致者非奉詔不得推舉、字等逐廢。」 大臣休致者非奉詔不得推舉、字等逐廢。」 大臣休致者非奉詔不得推舉、字等逐廢。」 大臣休致者非奉詔不得推舉、字等逐廢。」 大臣休致者非奉詔不得推舉、字等逐廢。」 大臣休致者非奉詔不得推舉、字等逐廢。」

百九十六、「胡鐸傳」)。 る建言を行ったが、これも張璁が拒否した(『明史』卷一る建言を行ったが、これも張璁が拒否した(『明史』卷一持した胡鐸という人物が、放逐にあった大臣たちを召還すまた『明史』によれば、「大禮の議」で張璁の意見を支

「大禮の議」で罪を得た大臣たちを赦すことを、陽明派順・徐文華・唐樞等、皆大禮大獄得罪、陸粲則攻擊公與張自以進賢爲己職任、故秉公論薦、不避親讎……薦豐熙・楊上疏して寬大な措置を求めた(『明史』卷一百九十六、「席集團抗議を行った大臣たちを容赦なく嚴罰したのを耳にし、集團抗議を行った大臣たちを容赦なく嚴罰したのを耳にし、集團抗議を行った大臣たちを容赦なく嚴罰したのを耳にし、上疏して寬大な措置を求めた(『明史』卷一百九十六、「席集團抗議を行った大臣たちを赦すことを、陽明派上號(本建)の諸人はみな支持している。
「大禮の議」で罪を得た大臣たちを赦すことを、陽明派順・徐文華・唐樞等、皆大禮大獄行罪、陸粲則攻擊公與張門、大禮の議」で罪を得た大臣たちを赦すことを、陽明派に非常が立る。

桂者也。擧動光明、人咸欽服。」

ど形式上の召還を實現させた(『明史』卷二百十三、「徐階臣の徐階はようやく遺詔を作成する機會を利用してほとん事件から四十年前後が經ち、世宗が死去した際に、首輔大电かし、世宗の治世の閒は召還がついに實現しなかった。

『明史』卷一百九十六、「桂萼傳」。

- (83) この事件の詳細は、『明史紀事本末』卷五十六、「李福達文験方公獻夫柱國少保兼太子太保吏部尚書武英殿大學士贈太下被大夫柱國少保兼太子太保吏部尚書武英殿大學士贈太下。世記した史料がある。『國朝獻徵錄』卷十六、呂本きたと記した史料がある。『國朝獻徵錄』卷十六、呂本「光祿大夫柱國少保兼太子太保吏部尚書武英殿大學士贈太保諡文襄方公獻夫神道碑銘」「丁亥夏、署掌大理寺。時當徽大潔、根連株擊者無慮數十人。署刑部、都察院二公將坐歐大學、出袖中疏欲棄官。二公不得已、從公改議、大瀬、」
- 事兼學士、而兩修實錄、經筵日講、主鄉試、教習庶吉士、諸臣皆賤之、不欲與共功名、宏亦不能異也。以故夢璁爲詹(器)『嘉靖以來首輔傳』卷一「夢璁雖以當上心驟貴、而翰林

皆抑弗得與、

具員而已。

萼璁以是復恨宏、

甚於恨楊廷

、85)『嘉靖以來首輔傳』卷一「又以引進僚屬而抑萼璁等、諸和。」

後進皆悅之、時時念宏不忘。_

- 所以攻宏甚口、宏亦不能抗。」 傳』卷一「於是萼璁前後數上疏攻宏、大有所誹詆。……其(86)『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。なお、『嘉靖以來首輔
- (88) 『嘉靖以來首輔傳』卷一「然一清自是頗作好、而私其所事、而宏與石珤爲之黨。旣事白、乞休、上乃許之。」事、而宏與石珤爲之黨。旣事白、乞休、上乃許之。」傳』卷一「而是時諸閣臣獨石珤諤諤、數以持議忤旨。錦衣(87) 『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。なお、『嘉靖以來首輔
- 明嚴論、毋得懷奸設險、詭隨便己。意葢指一淸也。」以後、奸人鄙夫占據內閣、貪汙無恥、習以爲常、……乞聖以後、奸人鄙夫占據內閣、貪汙無恥、習以爲常、……乞聖以後,可之』卷一百九十六、「張璁傳」。なお、『嘉靖以來首輔(恕)、『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。なお、『嘉靖以來首輔(恕)、『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。なお、『嘉靖以來首輔(認)、「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,」(明本於一次,「明本於一次,」(明本於一次,「明本於一次,」(明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,」(明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,」(明本於一次,「明本於一次,」「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本於一次,「明本,」「明本,「明本,」「明本,「明本,」「明本,「明本,「明本,」「明本,「明本,」「明本,「明本,」」「明本,「明本,」「明本,「明本,」「明本,「明本,」「明本,「明本,」「明本,「明本,」「明本,「明本,」「明本,「明本,」」「明本,「明本,」」「明本,「明本,」「明本,「明本,
- (9) 『明史』卷一百九十六、「桂蕚傳」。
- 樵遺稿』卷三に「恭答聖諭議處疏」として收められている。(タイ)『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。方獻夫の上疏は『西

- ある(『明史』卷一百九十六、「方獻夫傳」)。かつつ張・桂と楊一淸との對立を調停しようとしたことが意を受けたものであることが讀み取れる。なお、方獻夫はこの上疏からは、張・桂を攻撃した陸粲の上疏が楊一淸の
- 屈、学敬亦以氣凌之、用是俱憾学敬。」 任爲学敬所抑 『嘉靖以來首輔傳』卷二「萼有所建白、往往爲学敬所抑

92

- (93)『明史』卷一百九十五「王陽明傳」。
- (4) 『明史』卷一百九十五「王陽明傳」と卷一百九十六「桂東新建伯王陽明爭名不相下、夢爲之搆守仁、奪世封。」 要傳」および『王陽明全集』卷三十五「年譜三」。『嘉靖以東所厚善、而修睚眦怨。……獨以名薦魏校爲國子祭酒、屬 其所厚善、而修睚眦怨。……獨以名薦魏校爲國子祭酒、屬 其所厚善、而修睚眦怨。……獨以名薦魏校爲國子祭酒、屬 其所厚善、而修睚眦怨。……獨以名薦魏校爲國子祭酒、屬 東新建伯王陽明爭名不相下、夢爲之搆守仁、奪世封。」 『嘉靖以 等傳」および『王陽明章』と卷一百九十六「桂 與新建伯王陽明爭名不相下、夢爲之搆守仁、奪世封。」

- 集』卷三十五、年譜三。(55) 『明史』卷一百九十五、「王陽明傳」および『王陽明全
- 緒餘、驟進崇階、人多鄙之。臣初以其一念偶同、不能深察年十月に起きたものである。張璁の諸人に對する攻擊は、年十月に起きたものである。張璁の諸人に對する攻擊は、天者、昔俱疏不上、其志可知。今復懦弱無立、非緩急所賴夫者、昔俱疏不上、其志可知。今復懦弱無立、非緩急所賴夫者、世月に起きたものである。張璁の諸人に對する攻擊は、年十月に起きたものである。張璁の諸人に對する攻擊は、年十月に起きたものである。張璁の諸人に對する攻擊は、年十月に起きたものである。張璁の諸人に對する攻擊は、年十月に起きた。

吏部尚書汪鋐發其事、

……因劾綰……於是綰上章自理、且

- 97 今果見其反覆詭隨。」とある。 『石龍集』卷十九、 「寄羅峰」第五首。
- 98 之病、 各有心、無忠君愛國之誠、讒嫉險伺、黨比不已、此則心腹 文句がある「東南小螽、特皮膚瘡疥之疾。若朝廷之上、 生文錄』卷四、「與張羅峰閣老」第二通には、似たような 『王陽明全集』卷二十一、「與黃宗賢」第二通。 大爲可憂者耳。 『陽明先
- 99 ます世宗に重用されるようになった。事件の詳細は、『嘉 情を述べた。これで張璁は一旦致仕させられ、夏言がます 吐かせようとしたところ、薛侃は彭澤の暗示を無視して實 薛侃に夏言を首謀者と名指しさせようと畫策した。果たし 璁の支持が得られるとして上疏するよう唆し、後の訊問で 宗の怒りを買うと踏み、張璁の了解を得た上で、薛侃に張 司正だった薛侃が上疏して宗室の一人を暫定の後繼者とし て指名することを求めようとしたところ、彭澤はそれが世 世宗に皇子が生まれていないことを受け、當時行人司の この上疏に世宗が激怒し、薛侃を拷問にかけ首謀者を
- 100 月乙亥條に「先是、 事件の經過は、『世宗實錄』卷一百五十九、嘉靖十三年二 を理由に攻撃を受けた際に、上疏でこのことを述べている。 方以右侍郎攝部篆。久之未報、 行南京禮部覈實。時尚書嚴嵩尚未抵任、令禮部左侍郎黃綰 靖以來首輔傳』卷二にある張璁の傳記に記されている。 黄綰は張璁そして張璁側の吏部尚書汪鋐から些細な過ち 南京禮部主客司郎中鄒守益引疾乞歸 而守益已回籍年餘矣。至是,
 - 蓋指己也、 平好惡、弗事險欺、 嘗語孚敬曰、聖明在上、宵旰求理、第使二三大臣得人、公 之變、孚敬立主征剿、而臣議當撫安、意見相左、三也、 府 _ を受け、時々張璁を戒めたことに、大同事件での意見對立 ている 而臣爲言同僚、 ここから、黄綰が夏言との敵對意識が強すぎることなど 釁端所由起有三、臣雅與輔臣張孚敬交厚、 屢有規正、 故甘爲孚敬鷹犬、攻擊臣以快其私。」と記され 每欲調和兩人、孚敬反生疑惡、 見謂譏切、一也、 則宿習可回、 至治可望、鋐疑臣所云者 **学敬與尚書夏言不相能**、 二也、大同 及学敬在政
 - 此二人者、眞國之大盜也、況敗事如此、誅之眞有不可勝誅 永侵欺官錢數多、今備查、方知劉源淸之貪汙、 まれていたことが見て取れる。 も加わり、 『石龍集』卷二十、「寄桂洲少保書」第二首 かえって彼が張璁に夏言の一味と見なされ、 「其初只知郤 亦復不減。 懀

101

『明史』卷一百九十六、「張璁傳」。

102

103 104 朝、我們多要打個弓、蓋言羅峰也、後至夏先生、 嘗語余曰、我輩在順門上久、見時事幾變矣。昔日張先生淮 年十一月初三日の日附で收錄されている。 以下の史料はこのことを、もっとも直接的に表現してい 『西樵遺稿』卷三、「請復召張內輔疏」。この疏は嘉靖十 『四友齋叢説』卷八「朱象玄司成說、 有一順門上內臣 我們只平

- $\widehat{106}$ $\widehat{105}$ 107 前揭 『梁方仲經濟史論文集』。
- 『王陽明全集』卷三、「傳習錄」下、第二三條。『王陽明全集』卷三、「傳習錄」下、第四五條。
 - $\widehat{109}$ $\widehat{108}$
 - 『王陽明全集』卷三、「傳習錄」下、第四三條。

- 『王陽明全集』卷二十一、「答方叔賢」第一通。

or Yuan 元帝, and the opportunity for the office of chief commandant to issue military orders to various offices that were not related to military institutions came to an end. Thus, in comparison to the period of warfare with the Xiongnu, importance of the office was relatively decreased. For that reason, contrary to the accepted theory, the prefecture 縣 was not placed under the jurisdiction of the office of chief commandant in the latter half of the Former Han dynasty. The chief commandant devoted his efforts to the defense of his own jurisdiction, and the fact that the prefecture assisted in the administration of offices related to military affairs created a mutually supporting relationship that stabilized the situation in the border areas. Moreover, dependent states were established as the system of rule over the many subject non-Han peoples who resided in the Hexi 河西 region, and the situation of the border regions was thereby further stabilized. The northwest border region during the latter half of the Former Han dynasty was under the rule of governors, who received assistance from the central government, and it was by employing a parallel system of rule that featured a provincial system in which the chief commandant did not interfere in the politics of the prefecture and a system of dependent states that the situation in the border regions was stabilized.

THE YANGMING FACTION OF SCHOLAR-OFFICIALS AND THE POLITICS OF THE EARLY YEARS OF THE REIGN OF EMPEROR JIAJING: ON THE POLITICAL ETHICS OF THE YANGMING SCHOOL

JIAO Kun

The accession of Emperor Jiajing 嘉靖 of China's Ming dynasty to the throne was accompanied by a controversy over the proper imperial rituals 大禮議. Chief Grand Secretary Yang Tinghe 楊廷和, who enjoyed the support of the majority of the court officials, requested that Emperor Jiajing recognize his uncle Emperor Hongzhi as his father. At the same time, Emperor Jiajing was also asked to treat his own father as his uncle. Deeply disturbed, Emperor Jiajing sought to reject Yang's request. With the support of Zhang Cong 張璁 and other junior officials, Emperor Jiajing succeeded in politically defeating Yang Tinghe.

Following the controversy, *Zhang Cong* and other supporters of Emperor *Jiajing* began to rise within the Ming government and eventually formed the ruling administration. During *Zhang Cong's* tenure as Chief Grand Secretary, a number of scholars who served in the government were disciples of *Wang Yangming* 王陽明, the founder the *Yangming* school of thought 陽明學, an important branch of Neo-Confucianism.

Examining the political views of those Yangming scholars, who maintained contact with Wang Yangming until his death in 1528, helps us better understand the political stand of the Yangming school. They supported the political reforms launched by Zhang Cong and Gui E 桂萼, the two leading members of Zhang Cong's administration. The Yangming school was clearly in favor of reforms to restore the political and economic order of the Ming dynasty. However, there were also notable differences between Zhang and Gui and other Yangming scholars. Eager to implement their policies, while pursuing their personal power, Zhang and Gui continued to engage in factional politics against other powerful members within the government. As a result, Zhang's administration grew unstable, and his reforms were delayed.

Yangming scholars sought to bring together Zhang Cong, Gui E, and other political figures. Such actions show the influence of the teachings of Wang Yangming, who instructed his pupils to restore their moral intelligence 良知 in order to restrain their arrogance, ill temper, and the pursuit of power. Wang's goal was to introduce mutual trust among politicians and the emperor into the administration of Ming's politics so that policies whose effects would be felt over the long term could be implemented. Examining the teachings of Wang Yangming reveals the political ethic of the Yangming school of thought.

THE INFLUENCE OF THE RETIRED EMPEROR DURING THE REIGN OF EMPEROR XIAOZONG OF THE SOUTHERN SONG AND THE POLITICS OF THE EMPEROR'S CLOSE ASSOCIATES

Kobayashi Akira

There have coexisted two judgments in regard to the politics of Emperor